地方分権改革に関する意見書

地方分権改革の推進によって、税源を地方に移譲し、地域や市民が本当に必要な 事業を主体的に自己責任のもとで選択する結果、全国一律ではない地域ごとの基準 で事業が執行されるようになれば、独自の工夫が生まれ、地域経済活性化にもつな がっていく。

本来、地方分権改革は、単なる国対地方の問題ではなく、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行い、より住民に身近なところで、住民の意向に沿った施策を行うことを可能とするものでなければならないことから、国民生活全体にかかわる極めて重大な問題であり、政府においては最優先で取り組むべき最重要課題である。

国の経済財政諮問会議において、「経済財政運営と構造改革の基本方針200 4」が策定される見込みであり、地方分権改革は、正念場を迎えている。

しかしながら、これまでの国の取り組みを見ると、国庫補助負担金の削減や、地方自治体の予算編成後に交付税を唐突に大幅削減する一方、基幹税による税源移譲を先送りするなど、地方自治体の行財政運営に大きな打撃を与え、市民生活や地域経済に多大な影響を及ぼす事態を招いている。新たに策定される方針も改革の本旨を忘れた内容となることが強く懸念される。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方分権改革の本旨に立ち返って、 真の改革方針を打ち出すよう、以下の項目を要望する。

- 1 税源移譲等による地方税財源を充実強化すること。
- 2 改革に当たっては、国の責任後退及び地方への財政負担転嫁とならないようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年 6月 3日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男